

令和8年度

仙台市立小中学校等

夏季プール開放事業運営の手引

仙台市教育委員会

仙台市PTA協議会

目 次

I 学校プールの開放利用について

<運営について>

1. P T A運営によるプール開放事業について 1
2. 運営委員会について 1
3. プールの利用について 2
4. 監視体制について 3
5. 整備すべき帳票及び用具について 4

<研修について>

6. 運営委員及び監視員の研修について 5
- 監視員希望者が受けるべき研修 フローチャート 7

<提出物について>

7. プール開放運営マニュアルについて 8
8. 各種提出書類について 8

<保険等について>

9. プール傷害保険及び賠償責任保険について 8
10. 仙台市市民活動補償制度について 10
11. プール開放管理運営費について 11
12. プール開放に係るQ & A 12
- 仙台市P T A協議会 傷害補償制度のご案内 14

<よくある質問について>

II 様 式

1. 様式1・監視員名簿 15
2. 様式1・記入例 16
3. 様式2・事故報告書(プール開放での児童生徒及び監視員のけが等について) 17
4. 様式3・普通救命講習I相当講習受講証明書 18
5. 様式4・令和8年度 小・中学校等夏季プール開放事業報告書 19

III 資 料

- 資料1・監視員および運営当番講話資料 20

資料2

- I 学校プールの安全管理について 22

1. 一に管理・二に指導
2. 学校プールの管理
3. プールの衛生管理(一般のプール)

4. 水泳指導実施上の諸注意
5. 水泳監視の必要性和監視員, 運営当番の心構え

- II プールでの救急法 28

1. プールでの事故
2. 手当の方法

- 救命処置と止血法(仙台市消防局) 30

- 資料3・熱中症予防に関する参考情報 34

I 学校プールの開放利用について

<運営について>

1. P T A運営によるプール開放事業について

(1) 事業の趣旨

仙台市立小・中・特別支援・中等教育学校の施設（プール）を夏季休業日に開放し、こどもたちの健康増進、体力づくりを行うとともに、居場所を拡大し地域の生涯学習の場としての活用を図る。

(2) 主催

仙台市教育委員会と仙台市P T A協議会との共催事業とし、各学校P T Aが設置する「学校プール開放運営委員会」（以下「運営委員会」という。）が学校の教育活動上または管理上支障ない範囲で開放を行う。事業中の事故については、原則として、仙台市教育委員会及び仙台市P T A協議会が主催者として責任を負うものとする。

2. 運営委員会について

(1) 設置の目的

夏季休業中の学校プールにおける児童生徒の安全な利用を図るため、プールの管理運営を行うことを目的とし、学校毎に設置する。（運営委員会の名称は、各学校P T Aの判断により定めることとする。ただし、その責務としては以下（2）～（6）の要件を満たすものとする。）

(2) 役 割

- ① 運営委員会の開催
- ② プール開放運営マニュアルの作成
- ③ プール開放の運営
- ④ 教育委員会、学校との相互連絡、調整
- ⑤ プール開放についての情報の周知
- ⑥ 監視員の採用及び任務内容に関すること、監視員研修会の案内
- ⑦ 施設管理、衛生対策の実施
- ⑧ 事業報告書の作成
- ⑨ 会計に関すること
- ⑩ その他

(3) 構 成

①委員は次の者または団体から各P T Aの実情に応じて、必要な人員を選び構成する。

P T A役員、学校関係者、及び、必要に応じて子ども会育成会、町内会長、民生委員、体育協会（学区民体育振興会、スポーツ推進委員等）、青少年指導団体、監視員など。

②委員の互選により次の役員をおく。

委員長1名、副委員長1名、書記1名、会計1名、監事2名。

③顧問をおく。顧問は当該学校長をあて、運営委員会が円滑に運営されるよう助言する。

④プールにおける安全な水泳活動を図り、また円滑なプール運営、管理を行うため、管理責任者、

衛生管理者をおく。必要な人員は運営委員会が定め、その選任も運営委員会が行う。

※管理責任者…夏季プール開放事業の運営において使用する施設設備の管理を中心となつて行う者。

※衛生責任者…夏季プール開放期間中のプール衛生の維持を中心となつて行う者。

(管理・衛生に努める範囲…P21「2(5)衛生管理」参照)

(4) 任期

各運営委員会の実情によることとし、委員は再任を妨げない(例:6月1日より9月30日まで)。

(5) 会議

プール開放期間の前後2回の開催を原則とする。またその他必要に応じ委員長が招集して開催する。

(6) その他

緊急事故発生に備え、緊急連絡網または緊急連絡先一覧等を作成し、関係機関への連絡体制に遺漏のないようにする。

3. プールの利用について

(1) 利用する施設

当該小・中・特別支援・中等教育学校のプール、更衣室及びトイレ並びに必要な器具や用具を利用する。(P4「5整備すべき帳票及び用具について」参照)

(2) 利用の対象者

当該小・中・特別支援・中等教育学校の児童生徒とする。

※当該学校以外の児童生徒の利用については、万が一事故が起きた際の補償の問題や保護者の運営当番への関わり等の観点から原則として認めないものとする。

(3) 開設期間

当該小・中・特別支援・中等教育学校の教育活動上または管理上支障のない範囲内で、運営委員会が設定した期間もしくは日。

(4) 入泳者数の制限

1コマの入泳者数は、施設の大きさと配置する運営リーダー及び監視員の人数を考慮し、計画する。

(5) プール開放の有無(熱中症対策等)

・プール開放の有無(熱中症対策等)については、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度等の環境条件に配慮した活動を実施する。その際、プール開放の中止や延期見直し等、柔軟に対応を検討し判断する。

・実施する際には、活動前、活動中、活動後の参加児童生徒の健康観察を十分行うこと。熱中

症の疑いのある症状がみられた場合は、速やかに水分・塩分補給、体温の冷却等を行うとともに、状況によっては、迷わず救急搬送を判断する等、適切な対応を行う。

- ・運営当番や監視員の健康状態についても十分配慮し、こまめな水分・塩分補給や可能な範囲での日陰の確保等、学校の実情に応じて対応する。

4. 監視体制について

運営委員会は、次の監視体制を整備する。

(1) 人員体制

①運営当番

- 運営当番は当該学校のPTA関係者であること。
- 原則として毎回4人以上配置し、その中から運営リーダーを1名選出する。
- 運営当番は、協力して4.(2)①、②の職務を遂行する。

※1回あたりの運営当番の配置人数は、上記人数を原則に、遊泳者数および施設の状況等に
応じて安全を確保できる範囲で運営委員会が設定するものとする。

②監視員

- 以下のすべての要件を満たした者の中から、運営委員会で人選し委嘱する。
 - ・18歳以上のPTA会員、学生、一般成人。高校生は不可。
 - ・水泳可能者。
 - ・手引きP5「6(2)監視員対象の研修会」を受講した者。
- 毎回2人以上配置し、4.(2)①、③の職務にあたる。

(2) 職務内容

①共通の職務

○水泳監視（児童生徒の指導と監視）…P27「水泳監視の必要性和監視員、運営当番の心構え」
参照

○事故発生時の対応（運営リーダーは、児童生徒の救助、職員室、消防署等への連絡、心肺蘇生及びAED等の救命措置等の役割分担を必ず事前に行うこと）

※監視員は、救助、救命措置等の役割を担うこと。運営当番のうち普通救命講習Ⅰを受講した者も状況に応じて救命措置を行う。

※運営当番、監視員ともに児童生徒ならびに自身を含めた関係者の心身の安全確保に努める。
（児童生徒への言葉遣いへの配慮、カメラ・スマホ等による撮影禁止等）

②運営当番…運営リーダーを中心に協力して行う。

- 事前の準備（プール開放の可否決定の情報収集、施設（プール、更衣室、トイレ等）の開錠、施設・用具の管理、水質管理、入泳者受付）
- プール開放の運営（入泳者の管理、時間の管理（開始・休憩・終了））
- 事故発生時の役割分担、対応、連絡調整等 ⇒運営リーダー
- 事後整理（日誌の記入、カード等整理、施設・用具の管理、連絡報告、施設の施錠）
- その他

③監視員…主に水難防止のための安全管理、指導を行う。

- 事前の準備（塩素濃度の計測・報告、用具の点検・報告等）

- 集団活動面における指導（準備運動、児童生徒への指示（開始・休憩・終了）、児童生徒の健康状態の観察等）
- 泳力を習得させるための援助（指導プログラムに合わせ、実態に応じて行う）
- 事後整理（施設確認、用具の点検・整理・報告）
- その他

（3）監視員の報償

- ① 運営委員会が監視員に報償として謝金を支払う。
（監視員の身分は「ボランティア（有償）」）
- ② 謝金の額は、運営委員会が従前の例や他校の例、予算を勘案して算定する。
※支出項目は、各運営委員会の実情に合わせて区分する。

5. 整備すべき帳票及び用具について

プール利用に伴う諸帳簿、カード等やプールに常時備えるべき用具等については、各運営委員会において、学校と協議して決める。事故発生時に素早く対応できるように、各用具は運営リーダーの近くに備えておくようにする。

学校備品の一時貸与で対応できる物は借用して利用する。（備品については、保護者負担経費を充てないよう十分留意すること）

以下、各運営委員会で取捨選択し、あるいは足りないものを補い、実情にあわせて整備する。

（1）備えるべき帳票

- | | |
|----------------------------|------------|
| ア. 利用者の水泳カード | イ. プール管理日誌 |
| ウ. 運営委員名簿 | エ. 監視員名簿 |
| オ. プール利用計画表 | カ. 監視員出勤簿 |
| キ. 緊急連絡先一覧 | |
| ク. 予算書及び会計簿、領収書などの経理関係諸帳簿類 | 等 |

（2）準備すべき用具

救護関係のもの、指導監視関係のものなどがある。

ア. 救護用具

- ・救急箱（＊1） ・ロープ等救命具 ・毛布（最低2枚）
- ・日陰を確保するテント、パラソル等（体調不良者を休ませる場所）（＊2）
- ・AED（設置場所や、持ち出す際の手順、使用方法を確認）

〔＊1 救急箱の中にそろえるもの

薬品（消毒薬、湿布薬、軟膏）、材料（包帯、ガーゼ、脱脂綿、絆創膏、油紙）、器具（体温計、はさみ、ピンセット、毛ぬき、ナイフ）

イ. 指導用具

- ・ビート板 ・笛 ・メガホン ・鐘 ・水温計 ・時計 ・旗または標識
- ・ハンドマイク ・帽子 ・浮具

ウ. 水質管理に関する器具、薬品

- ・残留塩素比色検定器 ・DPD試薬（残留塩素測定試薬） ・pH測定器
- ・pH測定試薬 ・バケツ ・リットルマス

※塩素系消毒薬品（液体、顆粒）については、教育委員会予算で学校から現物で配付。
それ以外の試薬等については運営委員会が購入するものとする。

エ. 暑さに対する対策

運営当番や監視員についても、サンダル等の着用（火傷の防止）や可能な範囲での日陰の確保、こまめな水分・塩分補給等、学校の実情に応じて対応する。**なお、テント等を張って日陰を確保する場合は以下の点に留意し、十分な安全対策を講じた上で運用する。（*2）**

（*2）テント等の取扱いについて

- ① 台風の接近や強風の恐れがある場合や、人の目が届きにくい週末などは、テントの天幕を外す、テントを撤収するなどの対策を行う。
- ② 急な突風などに備え、テントの脚は常にフェンス等に紐で括り付け、更におもしを付けるなどの対策を行う。
- ③ プール開放事業終了後は、速やかにテントを撤収する。

<研修について>

6. 運営委員及び監視員の研修について

プール開放事業の円滑な運営を図り、プール利用の児童・生徒の事故予防、安全の確保に万全を期すため、毎年運営委員研修会及び監視員研修会を開催している。

（1）夏季プール開放運営委員対象の研修会 **学校、PTAから各1名受講必須**

仙台市教育委員会及び仙台市PTA協議会は、共催により、プール開放事業を実施する各学校に設置される運営委員会の委員を対象に、「夏季プール開放運営委員研修会」を実施する。

- ① 目的 夏季休業中の学校プール開放に伴う運営や安全管理等のため必要な知識の習得及び各運営委員への普及
- ② 主催 仙台市教育委員会、仙台市PTA協議会
- ③ 日時 オンデマンド開催とし、受講方法は別途通知する。
- ④ 対象者 プール運営委員（学校、PTAから各1名）
- ⑤ 内容 プール開放について、プール傷害保険について
プールの衛生管理と安全管理について、提出書類について

（2）監視員対象の研修会 **監視員は原則、研修受講が必須（医師・看護師等除く）**

P7 フローチャート参照

① 各学校、PTA、運営委員会等主催の研修会

監視員は、各学校、PTAまたは運営委員会のいずれかで開催する救急救命講習（普通救命講習Ⅰ程度の内容）、学校または運営委員による講話（手引き **P20～P33 資料1・2を活用**）を受講することを原則とする。運営当番も可能な限り受講する。

※普通救命講習Ⅰ…仙台市消防局主催の普通救命講習Ⅰのこと。

※普通救命講習Ⅰ程度の内容…心肺蘇生法、AED使用方法、応急処置に関する講話と実技が含まれる3時間程度の内容

※市消防局以外が主催する救命講習（日本赤十字など）の受講においては、その内容が消防局主催の普通救命講習Ⅰと同様のものであれば可とする。

⇒詳しくは生涯学習課にお問い合わせください。

② 市教委及び市P協主催の監視員研修会

仙台市教育委員会と仙台市PTA協議会は、共催により、プール開故事業の安全を確保するため、以下の条件に当てはまる監視員と希望する運営当番を対象に、「プール開放監視員研修会」を実施する。

- ア) 目的 夏季休業中のプールを利用する児童生徒の事故防止と、救急救命措置に関する知識及び技術の習得
- イ) 主催 仙台市教育委員会・仙台市PTA協議会
- ウ) 対象者 以下の条件にすべてあてはまる方
- ① (2) ①にある各学校・PTA等主催の研修を受講できない方。
 - ② 過去3年以内（令和5年9月1日以降）に普通救命講習Ⅰ程度の講習を受講していない方。
 - ③ 今年度、消防局や仙台市防災安全協会が主催する研修（※）など、外部で普通救命講習相当の講習を受講できない方。
- エ) 日時 令和8年7月5日（日）13：30～16：45 予定
※WEB講習を事前に受講した方は 14：30～16：45
- オ) 場所 宮城野区中央市民センター（宮城野区五輪2丁目12-70）
- カ) 内容
1. 消防局による講習（応急手当等に関する知識の講習）
※事前にWEB講習を受講すると免除される（推奨）。
 2. 仙台市教育委員会、仙台市PTA協議会による講話（監視員の役割、プールの管理）
 3. 消防局による実技研修（心肺蘇生法、AEDの使用方法等）
- キ) その他

※研修会当日、受講者にはプール監視員研修会受付用個票（別紙）を持参する。また、WEB講習受講者には、ID番号記入の上、持参する。（当日受付で回収）

※WEB講習：消防庁「一般市民向け応急手当WEB講習」のこと。自分の都合に合わせて救命講習の学習ができる。

(URL) <https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/index.html>



(※) 仙台市防災安全協会が主催する定期的に行っている「応急手当講習」に各自申し込み、受講することで、(2) ①・②の研修に替えることも可能です。詳しくは以下のホームページよりご確認ください。 <https://www.bosai-sendai.or.jp/classes/08.html>

③ 3年以内受講経験者対象研修

・3年以内に普通救命講習Ⅰ程度の研修を受講（令和5年9月1日以降）済みの方が対象（プール開放期間中に3年経過する方は、上記①・②の研修対象者になるので注意が必要）

- ・各自が上記WEB講習を受講し、応急手当に関する知識の再学習を行う。
- ・各運営委員長は、対象者がWEB講習を受講した際に発行される受講ID番号（WEB講習の最終画面に表示される）を報告させる。
- ・WEB講習を受講できない方について、②の研修を受講することは差し支えない。ただし、定員を超えた場合は受講できない場合がある。

※WEB講習を選択する監視員については、必ず受講証明書に記載される「ID番号」を確認し、各運営委員会にて記録する。（生涯学習課へのID番号報告は不要）。なお提出時は、以前に「普通救命講習Ⅰ」修了時に受領した「普通救命講習修了証」のコピーもとりまとめ、併せて提出する。

※以前に講習を受講したが、何らかの理由で講習修了証を未受領または、紛失の場合、講習を主催した代表者が受講したことを確実に証明できる場合に限り、代表者によって受講証明書（様式3）を発行することができ、それをもって受講済みとみなすことができる。

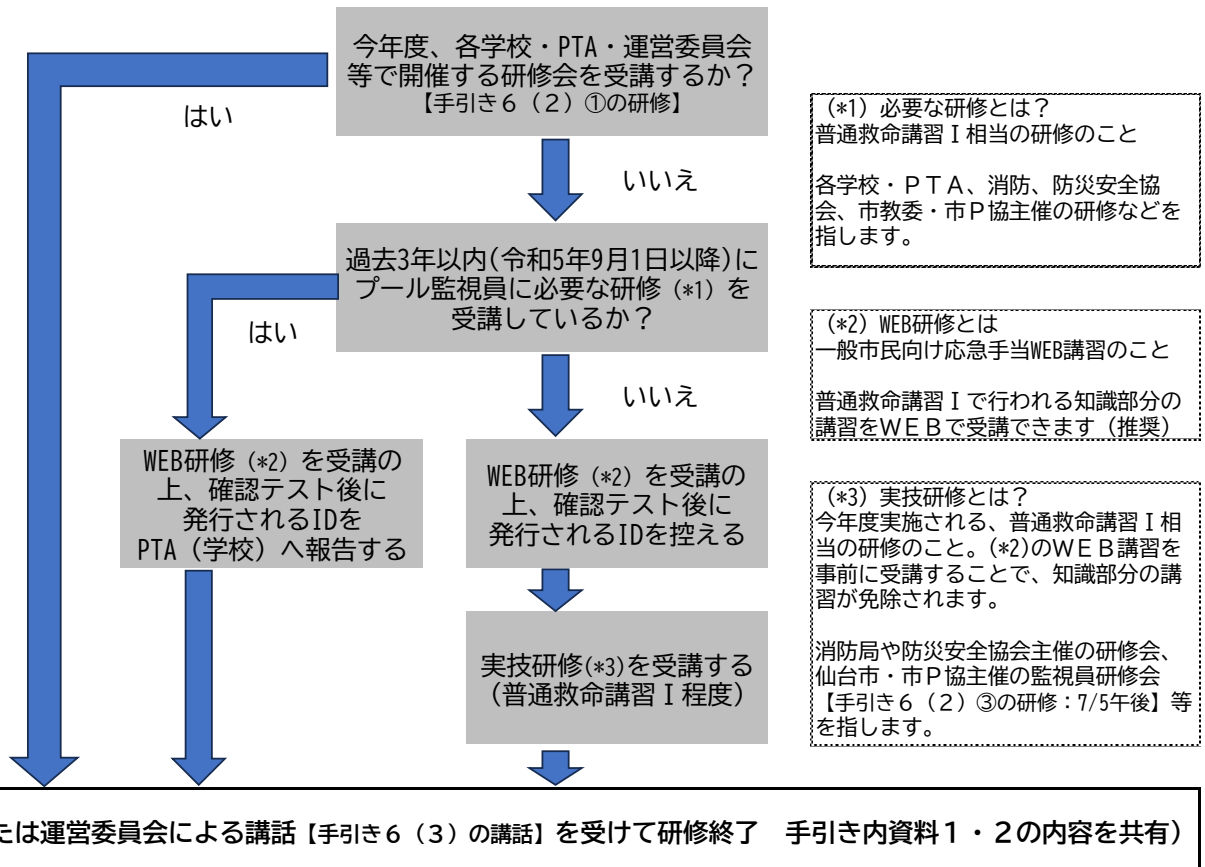
(3) 監視員、運営当番への講話

・学校または運営委員会は、開放日までに監視員全員を対象に、プール監視員の役割について（20分程度）およびプール施設の使用手法や安全管理、救急技法等についての講話を実施すること（手引きP20～33 資料1・2を活用）。

※監視員の他、運営当番の運営リーダーにもできるだけ参加してもらおう。

※講話に参加しない運営当番については、手引きP20～21 資料1を配布する。

<監視員希望者が受けるべき研修 フローチャート>



<提出物について>

7. プール開放運営マニュアルについて

各運営委員会は、本事業の趣旨に基づき「プール開放運営マニュアル」を作成し、安全の確保と円滑な運営を図ることを目的に、運営委員会内や学校職員、運営当番、監視員等、関係者間で内容を共有すること。

マニュアルには以下の項目は必須で掲載し（掲載する順番は問わない）、その他の項目は、児童生徒及び地域の実態、施設の状況等に合わせて各運営委員会で判断し、掲載するものとする。

(1) 運営委員会の組織 (2) 開放日程 ①開放日 ②開放時間 (3) 1日の運営スケジュール (4) 運営当番（運営リーダー含む）の任務 ①準備 ②開放中 ③開放後 ④その他	(5) 監視員の任務 ①準備 ②開放中 ③開放後 ④その他 (6) プール監視中の確認事項 ①監視体制 ②用具（種類と数、設置場所等） ③その他 (7) 事故発生時の対応について (8) 災害発生時の対応について
--	--

8. 各種提出書類について

(1) 各委員会は、プール開放前までに次のものを生涯学習課に提出する。提出がない場合はプール開放ができないものとする。

- ①プール開放運営マニュアル
- ②緊急連絡網（または緊急連絡先一覧等）
- ③監視員名簿（様式1） ※7月5日（日）の研修会参加予定者分を反映させる。
- ④講習修了証のコピー（3年以内に普通救命講習Ⅰまたは同等の講習を受講した方を対象）
※今年度、学校・PTA等が主催した研修を受講した方の修了証のコピーは不要
- ⑤（終了後）小中学校等夏季プール開放事業報告書（様式4）

※①～④を6月24日（水）までに提出する。提出方法は以下のいずれかの方法で、原則として電子データを提出する。なお、電子データでの提出が難しい場合は、紙資料を生涯学習課・村上 有優実 宛に巡回郵便で提出する。

※⑤を8月31日（月）までに提出する。提出方法はP19の様式を参照

<①～④の提出方法>

ア. Logo フォームにて提出（PTA 役員等による提出も可）

<https://logoform.jp/form/3PrJ/1570230>



イ. C4th「個人連絡」生涯学習課 村上 有優実 宛に提出（学校を通して提出）

(3) 開放期間中にけが等の事故が発生したとき、運営委員長は直ちに生涯学習課に報告するとともに、「事故報告書(プール開放での児童生徒及び監視員のけが等について)」(様式2)を提出する。

(4) 各種提出書類様式データは、C4th 書庫および仙台市 PTA 協議会ホームページよりダウンロード可能

<保険等について>

9. プール傷害保険及び賠償責任保険について

プール開放事業に伴う事故が発生した場合、当該学校の運営委員長は直ちに教育委員会に報告するとともに、「FAX送信票(プール開放での児童生徒及び監視員のけが等について)」(様式2)を提出する。仙台市教育委員会は、事故の詳細な状況の把握に努め、仙台市PTA協議会と情報を共有する。また、仙台市教育委員会及び仙台市PTA協議会は下記の分担で保険に加入する。

(1) プール傷害保険

①概要

仙台市教育委員会及び仙台市PTA協議会が契約者となり、仙台市PTA協議会加入の全単位PTAが設置する運営委員会によるプール開放における「児童生徒及びPTA会員(仙台市PTA協議会契約)」・「監視員(仙台市教育委員会契約)」の場内でのケガ及び家から通常の往復通学路上におけるケガを補償する。

②給付の対象・範囲

- ・夏季プール開放事業に係る運営当番、監視員、参加する児童生徒全員及び運営委員
- ・プールでの傷害及び家からプールまでの通常の往復通学路上における事故によるもの

③給付の対象にならないもの

- ・通常の通学路をはずれた場合の事故(市P協における民間保険会社加入の保険は対象となる。)
- ・天災、地変に起因する事故
- ・自殺や無免許、暴走、飲酒運転等の違法行為及び故意による事故
- ・創傷伝染病(丹毒、敗血症、破傷風、プール熱、トラコーマ等)
- ・本人の疾病に起因するもの

④契約内容

ア. 仙台市PTA協議会契約(民間保険会社)「プール開放事業保険」

※保険金額は令和7年度金額

対象	摘要	保険金額
児童 生徒	死亡 (後遺障害)	1,000万円 (～1,000万円)

a. 保険料

仙台市PTA協議会傷害補償制度に加入していることを原則とし、仙台市PTA協議会が保険料を負担し一括して加入する。よって、保険料は徴収しない。

b. 申請手続き

ケガが発生したら、保護者が保険会社に連絡し、手続きする。(傷害補償制度に同じ)

※学校は、別紙事故報告書(様式2)にて生涯学習課にケガの報告をする。

イ. 仙台市教育委員会契約（民間保険会社）※保険金額は令和7年度金額

対 象	摘 要	保 険 金 額
監視員	通院治療	1日 2,300円（限度日数90日）
	入院治療	1日 3,700円（限度日数180日）
	死亡（後遺障害）	1,000万円上限

a. 保険料

仙台市教育委員会が保険料を負担し一括加入する。よって保険料は徴収しない。

b. 給付金の申請手続き

ケガが発生したら、仙台市教育委員会生涯学習課（TEL 214-8887 FAX 268-4822）へ連絡する。

生涯学習課から、保険金請求書の用紙を送付するので、必要書類を添付して、生涯学習課に提出する。

※監視員は身分的には有償ボランティアとなり、雇用関係にはないため、労災保険の適用とはならない。

⑤傷害事故発生の概況（令和7年度）

ア. 事故発生件数

小学校	中学校	監視員	合 計
4	-	0	4

イ. 発生場所

プール内	プールサイド	更衣室	登下校	その他
1	0	0	3	0

ウ. 受傷箇所

頭部	顔面	耳	目	歯	唇	手	腹部	足	その他
0	0	0	1	0	0	1	0	2	0

(2) 賠償責任保険

プール監視中のPTA会員及び監視員の過失により、プール利用者等にケガをさせたり、物に損害を与えたりして、賠償責任を負うとき、賠償額の範囲内で保険金を支払う。

○仙台市PTA協議会契約（民間保険会社）

○仙台市教育委員会契約（民間保険会社） ※保険金額は令和7年度金額

対 象	摘 要	保 険 金 額
監視員	対人賠償	1名につき 1億円
	対物賠償	1事故につき 50万円

(3) その他 仙台市PTA協議会 傷害補償制度分（PTA行事参加中に適用される保険）

※P13「仙台市PTA協議会 傷害補償制度のご案内」参照

10. 仙台市市民活動補償制度について

(1) 概要

仙台市市民活動補償制度は、市民の方々が安心かつ自立して地域づくりに参加できるように、市が実施・運営するものである。事前の登録は不要で、万が一、事故にあったときは、区役所・総合支所へ問い合わせる。

(2) 給付の対象・範囲

- ・夏季休業中の学校プールの運営当番
- ・プールでの傷害及び家からプールまでの通常の往復経路における事故によるもの

(3) 傷害事故

対 象	摘 要	保 険 金 額
運 営 当 番	通院補償金	1日 900円
	入院補償金	1日 2,700円
	死亡補償金	290万円
	後遺障害補償金	8万7千円～290万円
	手術補償金	入院保障金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じる（入院補償金が支払われる場合で、治療のため所定の手術を受けたとき）

(4) 賠償責任事故

対 象	摘 要	保 険 金 額
運 営 当 番	身体賠償	1名につき100万円まで、1事故につき500万円まで
	財物賠償	1事故につき50万円まで
	保管物賠償	1事故につき50万円まで

※ 事故が発生した際、お住まいの区役所または総合支所のまちづくり推進課に連絡し、所定の様式を提出。審査後、要件を満たしていれば補償適用となる。ただし、謝礼を受け取っている監視員は対象外となる。

青葉区役所まちづくり推進課 TEL 225-7211 宮城野区役所まちづくり推進課 TEL 291-2111
若林区役所まちづくり推進課 TEL 282-1111 太白区役所まちづくり推進課 TEL 247-1111
泉区役所まちづくり推進課 TEL 372-3111 宮城総合支所まちづくり推進課 TEL 392-2111
秋保総合支所まちづくり推進課 TEL 399-2111

11. プール開放管理運営費について

(1) 各学校のPTAやプールを利用する児童・生徒を有するPTA会員が負担する運営費をもってあてる。併せて仙台市教育委員会から、仙台市PTA協議会に対し、各学校のプール開放事業の管理運営に必要な経費（監視員報償費）の一部を補助するため、「プール運営費補助金」を交付している。

(2) プール開放管理運営費の項目、予算は運営委員会毎に実情に応じて決める。

項目については、以下の例を参考にし、設定する。

①会議費（委員会、監査等）

②報償費（監視員の謝金）…市の「プール運営費補助金」対象科目

③消耗品費（事務用品、帽子、旗、その他の必要物品で、金額が税込5万円以下のもの）

④食糧費（反省会等）

⑤印刷費（カード、チラシ等）

⑥雑費

⑦予備費

- (3) プール運営費の会員負担額は、運営委員会毎に決める。この場合、前年度の負担額、人員及び予算等を勘案して算定する。
- (4) 委員会で互選された監事（2名）から、決算について監査をうけるものとする。
- (5) 学校プールの施設設備及び付属施設設備、更衣室、トイレの設備及び修繕については、原則として教育委員会で対応する。
- (6) 学校プールの消毒薬品については、教育委員会予算で学校から現物で配付される。
- (7) 補助金の残金について
 プール開放終了後に提出する実施報告書の中で、教育委員会に対して余剰金の報告を行う。年度末に各PTAへ送付される払込取扱票にて返納する。なお、余剰金をプール開放に係る物品の補填に充てたり、他のPTA活動の費用に充てたりすることはいっさいできない。

12. プール開放に関するQ&A

例年、問い合わせのある項目について整理しましたので、必要に応じてご参照ください。

<監視員について>

- Q. 1** 運営当番が普通救命講習 I 程度の研修を修了していれば、監視員として登録することは可能ですか。

可能ですが、兼務することで監視体制が不十分になることは絶対に避けてください。監視員の業務と運営当番の業務を兼務すると、注意力が散漫になるほか、一時的に監視員の人数要件（2名以上）を満たさなくなる可能性があります。例えば、日によって役割を分担するなどの対策を講じてください。

（例）7/23（木）Aさん・Bさん⇒監視員業務に専念

Cさん・Dさん・Eさん・Fさん⇒運営当番（受付・清掃・監視員の補助）

7/24（金）Cさん・Dさん⇒監視員業務に専念

Aさん・Bさん・Eさん・Fさん⇒運営当番（受付・清掃・監視員の補助）

- Q. 2** 監視員の数は2名以上であれば、増やしても構いませんか。

増やして差し支えありません。むしろ、監視員を増やすことは、死角を少なくすることにつながりますので、望ましい状態です。ただし、人数が増えることにより、「他の監視員が見ているだろう」という油断を生まぬよう、事前や休憩中の打合せを確実に行うことが大切です。

- Q. 3** 監視員が職場で救急救命に関する講習を受けたとのこと。その場合、監視員講習の受講は不要ですか。

状況をよく聞き取った上で判断してください。例えば、救急救命普及員が来て講習を行った場合、医師や看護師より指導を受けた場合などは講習免除の対象となりますが、職場内の関係者のみで確認を行った程度の場合は、監視員研修を改めて受ける必要があります。また、普通救命講習Ⅰの主な内容は、心肺蘇生法に関する講話と実技、AED使用方法、応急処置に関する講話と技術となっていますので、ご本人が受けた講習内容を確認してください。判断に迷う場合は生涯学習課にご連絡下さい。

<運営費補助金・監視員への謝金について>

Q. 4 監視員への謝金額に上限額はありますか。

特に定めておりません。参考までに令和7年度実施校から報告があった平均額を見ると、5500円(1回/1人)でした。

Q. 5 監視員への謝金を、市からの補助金に加え、各PTAの予算から補填することは可能ですか。

可能です。開放日数や監視員の人数に応じて予算を立て、執行してください。

Q. 6 天候によりプール開放を中止した日に、監視員が来校した場合は、謝金支払いの対象となりますか。

プール開放に関する業務を行った場合は可能です。来校の後、プールの物品整理やプールサイドの清掃、翌開放日の準備など、プール開放に係る業務を行っていただいた場合は、謝金をお渡しして差し支えありません。

<学校設備の利用方法について>

Q. 7 腰洗い槽を学校では使用していませんが、夏季プール開放では使用する必要がありますか？

学校の実態に合わせて運用してください。学校の授業に準じた運用で差し支えありません。研修動画はあくまで標準的な取り扱いについて説明しておりますので、腰洗い槽に限らず、学校の運用方法を確認の上、学校の授業時に準じた運用を行ってください。

仙台市PTA協議会は、児童生徒の心身ともに健やかな成長と、PTA会員が安心してPTA活動ができることを心から願っています。日常生活やPTA活動における傷害事故・賠償トラブル等は全く予想ができず、思いがけないところで起こります。このような事故に対してPTA会員の皆様に、以下の補償を提供しています。なお、**保険料はPTA協議会費1,000円に含まれておりますので、保険料だけの集金はございません。**


*「傷害補償制度」とは、学校契約団体傷害保険・PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険の総称です。

補償する主な例

児童生徒

☆学校管理下外で起きた傷害による治療・死亡に対して保険金の請求ができます。

- 家庭内でのケガ
- 公園などで遊んでいるケガ
- スポーツをしているケガ
- PTA活動に参加しているケガ
- 登校、下校中のケガ
- 外来の手術 ……等



PTA会員

☆PTA主催（共催）の行事に参加、活動中の傷害による治療・死亡に対する補償、活動に伴い発生した管理者としての賠償責任を負担することで生じる賠償金を補償しています。

- PTA主催のスポーツ大会でケガをした
- PTA会議・総会中にケガを負った（往復途上含）
- 地域の草刈活動中に近所のお宅の一部を破損した
- プール開放時に熱中症 ……等

保険期間：2026年4月1日～2027年4月1日

※通院は90日限度・入院合算で180日限度となります。

対象者ならびに条件		補償項目	保険金額（補償限度額）	補償内容ならびに特記事項	
I 児童・生徒 証券番号 Y222540450	学 校 管 理 下 外	死亡・後遺障害	65万円	後遺障害については、障害の程度により保険金額の4%～100%をお支払いします。	
		入院日額	900円	事故発生から180日以内で治療期間8日間以上の場合に1日目から補償（180日限度）	
		手術	4,500円～9,000円	事故発生日から180日以内の入院中の手術は入院日額の10倍、外来の手術は入院日額の5倍の金額をお支払いします。	
		通院日額	600円	事故発生から180日以内で治療期間8日間以上の場合に1日目から補償（90日限度）	
II PTA会員 (児童・生徒) ※1 証券番号 Y222540883	PTA行事 参 加 中 ※2 プール開 放事業中 を 含 む	死亡・後遺障害	※3 300万円 (365万円)	後遺障害については、障害の程度により保険金額の4%～100%をお支払いします。	
		入院日額	※3 3,000円 (3,900円)	事故発生から180日以内で治療期間1日目から補償（180日限度）	
		手術	1.5～3万円 ※3 (1.95～3.9万円)	事故発生日から180日以内の入院中の手術は入院日額の10倍、外来の手術は入院日額の5倍の金額をお支払いします。	
		通院日額	※3 2,000円 (2,600円)	事故発生から180日以内で治療期間1日目から補償（90日限度）	
III PTA会員 ※1 証券番号 Y222474720	PTA行事 参 加 中	賠償	対人	1億円 / 1事故10億円	PTA活動において第三者への賠償責任を負った場合に各種費用をお支払いいたします。 ・自己負担として対人・対物について1,000円・借用物について5,000円を適用します。 ・自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任はお支払いできません。
			対物	500万円	
			借用物	10万円 / 期間中500万円	

※1 上記Ⅱ、Ⅲ「PTA会員」とは、児童・生徒および両親の他に、同居の親族の方、PTA行事への参加が事前にPTAにより認められた方も含まれます。

※2 プール開放中に関して、児童・生徒およびPTA会員の傷害補償制度は、上記Ⅱ、Ⅲ「PTA行事参加中」となります。

※3 カッコ内の保険金額は、PTA活動中の児童・生徒に関する治療期間が8日以上の場合の保険金額です（治療期間が8日以上の場合には、I学校管理下外補償と合算した金額となるためです）。治療期間が7日以内の場合には、児童・生徒についてもIIPTA会員と同額の補償となります。

事故が発生したら（3つのご連絡方法から選択して下さい）

※事故連絡の方法①～③いずれの場合でも、必ず「契約者名：仙台市PTA協議会」とお申し出ください。

①事故が発生したら、保護者の方が下記事故受付センター（東京海上日動安心110番）へお電話にて事故報告をしてください。その後、保険会社よりご連絡差し上げ、お手続きを進めさせていただきます。

②インターネット事故連絡

「東京海上日動 事故受付」と検索、東京海上日動HPよりインターネット事故受付が可能です。
受付画面「ご連絡事項等」の欄へ★メールアドレスならびに★ご住所を必ずご入力をお願いいたします。

③右記QRから上記インターネット事故受付サイトへアクセス可能です。

- *ご使用のパソコン・スマートフォン等によってはアクセスできない場合があります。
- *所定のお手続き完了後に、ご指定いただいた口座に保険金をお支払いいたします。また、事故に係わる情報につきましては所属の学校と情報共有させていただきます。
- *「ご連絡事項」の欄に連絡先ご住所、携帯番号を必ず入力してください。ショートメールにて保険請求手続きに関するご案内等させていただく場合がございます。



QRコード®

東京海上日動火災保険株式会社

〈非幹事保険会社〉損害保険ジャパン株式会社
AIG損害保険株式会社

■事故受付センター（事故報告はこちらへ）：TEL 0120-720-110

【受付時間】24時間365日

■取扱代理店：ファイナンシャルアライアンス(株) 仙台支店 TEL:022-796-0781
■取扱営業店：東京海上日動火災保険(株)仙台支店 専業チーム TEL:022-225-6540

No.	監視員 氏名	性別	受講区分				③過去3年以内に受講済み(今年度は知識の研修のみ)受講後3年以内(令和5年(2023年)9月1日以降に受講)に受講を終えており、知識部分のみ研修が必要な方	前回受講年月日	今年度WEB講習 ID番号確認済	監視員研修会 (7/5)受講希望	他プールの 監視をする場合、 その学校名
			①学校で 受講 (日付を記入)	②市教委・市P協主催監視員研修会受講(7/5・日 午後) または、他機関で受講 「これまで受講していない」または「受講後3年以上経過者 (令和5年(2023年)8月31日以前に受講)」が対象	通常 (講話+実技)	実技のみ (WEB受講)					
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

※6月24日(水)までに提出。提出後に監視員を追加または削除する場合は、都度提出する。
 ※電子データによる提出先: LogoフォームまたはO4th「個人連絡」生涯学習課 村上 有優実 宛
 ※3年以内に受講経験した者については、講習修了証の写しをとりまとめ、巡回メール便で生涯学習課 村上宛に提出する。

学校番号 (180) 仙台市立 (仙台) 学校		様式1									
No.	監視員氏名	性別	受講区分								
			①学校で受講 (日付を記入)	②市教委・市P協主催監視員研修会受講 (7/5・日 午後) または、他機関で受講 「これまで受講していない」または「受講後3年以上経過者 (令和5年(2023年)8月31日以前に受講)」が対象	③過去3年以内に受講済み (今年度は知識の研修のみ) 受講後3年以内 (令和5年(2023年)9月1日以降に受講)に受講を終えており、知識部分のみ研修が必要な方						
			通常 (講話+実技)	実技のみ (WEB受講)	WEB講習ID 番号 確認済	他機関で受講 (受講日と受講期間)	今年度WEB講習ID番号 確認済	前回受講年月日	監視員研修会(7/5)受講希望	他プールの監視員をする場合、その学校名	
1	仙台 一郎	男	R8.6.5	今年度、学校・PTA等が主催の研修会を受けた方は日付を記入							
2	仙台 次郎	男		○ 監視員研修会 (7/6) の受講希望者 ※知識に関する講話+実技研修を受講希望							
3	仙台 三郎	男		○ 監視員研修会 (7/6) の受講希望者 ※知識はWE B講習を自分で受け、実技研修のみを受講							
4	仙台 花子	女		○ 本人よりWE B講習の修了IDを確認済みの場合は○を書く。未確認の場合は当日までに受講させる。							
5	仙台 梅子	女		受講年月日を、監視員が提出した修了証より確認して転記する	R7.7.5		○				
6	仙台 桜子	女			R6.7.3		○		今年度のWEB講習修了IDを本人より確認して○記入		
7	宮城野 一郎	男			R6.7.3		○		3年以内に受講済みだが、今年度の監視員研修会を受講したい方		
8	宮城野 青葉	女		今年度、他機関で受講した方	R8.6.3	仙台市防災安全協会					
9	太白 一郎	男	R8.6.5						今年度、他校でも監視員を務める方 (掛け持ち) は、学校名を記入	宮城小学校	
10	太白 泉	女				医師			医師や看護師の方は受講不要ですが、名簿には記載してください		
11	若林 けやき	女		受講機関を問わず、過去3年以内に受講したことを証明するため、必ず受講者証のコピーを回収し、教育委員会へ提出してください。受講証を紛失した場合は、基本的には再度受講していただくことになります。講習修了証を紛失した場合は、講習を主催した代表者が受講したことを確実に証明できる場合に限り、「普通救命講習I相当講習受講証明書」(様式3)を生涯学習課に提出し、それをもって受講済みとみなすことができます。						3年以内に仙台市消防局や教育委員会主催の監視員研修会以外を受講した場合は、日付と受講期間を記入して下さい	
12	若林 鈴子	女									
13	若林 萩子	女						R7.7.5	○		
14											
15											

※6月24日(水)までに提出。提出後に監視員を追加または削除する場合は、都度提出する。
 ※電子データによる提出先: LogoフォームまたはC4th「個人連絡」生涯学習課 村上 有優実 宛
 ※3年以内に受講経験した者については、講習修了証の写しをとりまとも、巡回メール便で生涯学習課 村上宛に提出する。

夏季プール開放事業 事故報告書

C4th 個人連絡, Eメールのいずれかにて
送付願います

(発信日 令和 年 月 日)

宛先	生涯学習課あて		
用件	プール開放での児童生徒および監視員のけが等について		
1	学年組	氏 名 (年 組)	
	監視員	氏 名	生年月日
		住 所	Tel
2.	けがをした日時		
3.	けがをした場所		
4.	けがの部位と程度		
5.	けがの原因		
6.	その他		
発信者	仙台市立	学校 (学校番号 :)
	氏名 :		

※この報告は、けがの内容と件数を把握するためのものです。けがの大きさにかかわらず必ずご連絡ください。本報告書を送信される前に、お手数ですが生涯学習課までご一報くださいますようお願いいたします。

※個人情報漏えい防止のため、メールアドレスをよくお確かめの上、送信願います。

【連絡先】生涯学習課
TEL : 214-8887
メール : kyo019310@city.sendai.jp

普通救命講習 I に相当する講習を受けながら、何らかの事情で修了
証または証明書が発行されない場合にご活用ください。

令和〇年〇月〇〇日

仙台市教育委員会 生涯学習課長 宛

仙台市立〇〇〇学校（夏季プール開放委員会）
校長（または運営委員長） 〇〇 〇〇 印

講習を主催した団体名とその代表者名

押印

普通救命講習 I 相当講習 受講証明書

本校（運営委員会）主催救急救命講習会において、以下の者が仙台市消防局主催
普通救命講習 I に相当する講習を受講したことを証明いたします。

【受講者氏名】 〇〇 〇〇（よみがな）

【受講日】 令和〇年〇月〇〇日

※普通救命講習 I の内容…心肺蘇生法，AED使用方法，応急処置に関する講話・
実技が含まれていること。

◇お手数ですが、原本を生涯学習課長宛てに送付願います。
◇もし、受講者から次年度も監視員を希望する場合は、証明書の発行を求められた場合は、もう一部作成してお渡しく下さい。

〔連絡先〕

仙台市立〇〇〇学校

〇〇 〇〇

電話：〇〇〇-〇〇〇〇

【提出方法】 次のいずれかで8月31日(月)までに提出してください。

① URL・二次元コードより入力して報告

※PTA 役員等が報告する場合は、内容を学校と共有してください。

<https://logoform.jp/form/3PrJ/1159839>



② ①の方法が難しい場合、以下の〈様式4〉を入力の上、学校をとおして C4th にて生涯学習課・村上宛に送付（個人連絡）

<様式4>

令和8年 月 日

(あて先) 仙台市長

PTA名

会長名

令和8年度 小・中学校等夏季プール開放事業報告書

① 夏季プール開放の予定日数及び実施日数

※予定・実施日数については、時間の長短にかかわらず開放日を「1日」と数える

○予定日数… () 日 ○実施日数… () 日

② 開放期間中にプールを利用した延べ児童生徒数… () 名

③ 開放期間中の延べ運営当番数… () 名

④ 1回あたりの常時監視員数 … () 名 ※平均で可。

⑤ 開放期間中の延べ常時監視員数 … () 名

⑥ 監視員1名あたりの1日あたりの謝礼額… () 円/日

⑦ すべての監視員に支払った謝礼の総額… () 円

⑧ 夏季プール開放運営費補助金の残金 (140,000円-⑦) … () 円

※合計額がプール開放補助金額を上回った場合、残額は **0円** とご記入ください。

8. その他特に報告を要する事項

令和8年度 仙台市小中学校 夏季プール開放事業運営の手引

編集・発行 仙台市教育委員会 生涯学習課
〒980-0011
仙台市青葉区上杉一丁目5番12号
Tel 022-214-8887
Fax 022-268-4822

発行日 令和8年5月
